

4、違法ラミン材の停止を進める

(写真下左・ラミン等が生息の泥炭湿地/中・ramin の根/右・違法材停止で戻ったオランウータンの巣とラミン)2005 by HUTAN



(写真上左・インドネシアとマレーシア2つの旗を持つ密輸船/ラミン材等を半島マレーシア西部から東部パハン州へ運ぶ/2001-2002 by Telapak)

違法伐採—その代表例がラミン。戦後フィリピン、マレーシア、インドネシア等の熱帯材輸入は日本が最大、世界一の熱帯材大国だった。1970年後半まで合板材に使われるメランティ(ラワン等)の商業伐採が盛んに行われたが、当時ラミンは加工すれば腐り易く大半が使用されず放置された。

だが日本、欧米等で加工し易く、多種類に利用できると判ったラミン材輸出が1970年代後半より激増した。ラミン材の需要は先進国、特に日本と欧米が作り出したのである。ラミンは1980年から90年代後半まで日本への輸入量が極めて多く、1997年まで輸入1位か2位。1987年の日本の家具業者統計でラミンが全量の12%も使用されており、日本では、例えばベビーベッドやほうき、額縁等に多く使用され出した。

1970年代のインドネシア、マレーシアのラミン材の合計生産量は最大150万 m^3 。1971年インドネシアで105万 m^3 の輸出が記録されている。その後マレーシア・サラワク州で過伐が続き、同州は1980年に一時伐採停止措置を取ったが、伐採が続き1989年のサラワクの生産量は60万 m^3 を記録。インドネシアでラミン生産量は1991年、92年に約90万 m^3 で(輸出用が2/3)、インドネシア輸出製材価格の46%(*)、94年に66.5万 m^3 、95年に65万 m^3 も生産されていた。マレーシア・サラワク州の木材企業は労働賃金が安いのでインドネシアに資本投下した。1990年後半には低地や泥炭湿地に生えるラミンの伐採のために国立公園や保護区で違法伐採がされる。インドネシアのラミン生産量は1999年に21万 m^3 となった。違法伐採などの原因で、2000年にとうとう最大生産量の1/10の13万 m^3 と大きく激減したのである。

(*)『熱帯雨林の自然史』2008年1月:東海大出版会;p163 安田雅敏*「3、様々な動物が関与するラミンの種子散布」

1)Telapak、EIA の調査・停止依頼・告発



(写真上左・インドネシア産ラミン―サラワク州 Y 社 byHUTAN/右・半島マレーシア、バツ・パハットのラミン byTelapak)2003 年 2001 年にインドネシア産ラミンの取引禁止であり、丸太もインドネシア産は輸入禁止。双方とも 2003 年分は明らかに違法材!!

Documentation



ラミンは、熱帯のインドネシア、マレーシア、ブルネイ等の沼沢・泥炭湿地にだけ生える20mほどの木である。以前は使い物にならないと捨てられていた。ところが先進国の要望で、過伐や密伐採により生産量も激減した。

ラミン材取引は、インドネシアからマレーシア、シンガポールに密輸され、インドネシアから台湾、中国、日本、EU等にも違法貿易されていた。一方、マレーシアに輸入のラミン材などはシンガポールに運ばれて、再輸出されている。

1988年、「国立公園から違法伐採がされ、密輸され、森林破壊を助長している」とインドネシアの Telapak や EIA は、「マレーシアの業者や木材マフィア等が密輸している」と再告発(*)。インドネシアの多くの環境 NGOs の調査で「各地で違法材が横行している」と報告がされた。2001年にインドネシアでは東アジア閣僚会議を開催することもあり、多くのインドネシア NGO の要請でインドネシア政府は、ラミンを2001年に絶滅危惧種として保護を進めるワシントン条約でラミン材を保護種Ⅲにするよう提案した。

(*)『Final Cut』Telapak&EIA 及び『Ramin Racket』Telapak&EIA

2)ラミン、ワシントン条約(CITES)で保護種へ

2001年にインドネシア産がワシントン条約に指定され、インドネシア政府の許可書がなければ輸出できない(インドネシア内許可1社、生産量1%弱もない)ようになった。だが、「インドネシア政府の許可書がある」と偽物でマレーシアの業者が輸出してきた。そのため Telapak、EIA、TRAFFIC、グリーンピース、FoEインターナショナル、そして日本でラミン調査会やウータン等がワシントン条約保護種Ⅱになるよう働きかけた。全世界の原産地証明書が必須となるワシントン条約 CITES Ⅱの決議が決まればかなり輸出入できなくなるから。ラミンは2004年10月、全会一致で保護種Ⅱへ2004年10月8日に採択された。

* 2004年10月、満場一致で保護種と決定！—喜びの NGOs

2004年10月8日、バンコク:本日バンコクで開催されているワシントン条約(CITES)締結国会議会合で、絶滅の危機にあるラミンという樹種の保護を強化することを 166ヶ国の CITES 締約国が満場一致で決定した。Environmental Investigation Agency (EIA)と Telapak はこの決定を賞賛する。

この決定は、危機に瀕している生物種の取引を取り締まる国際条約が違法伐採と闘う重要な役目を果たし得ることを証明した。

ラミンは、絶滅の危機に瀕しているアジア唯一の類人猿、オランウータンの最後の拠り所でもあるインドネシアとマレーシアの泥炭湿地林に生息する価値の高い樹種である。インドネシアは、横行するラミン材の違法な伐採・貿易を取り締まるために、同樹種の国際貿易規制に合意するよう CITES 加盟国に要請していた。

インドネシアで不法に伐採されたラミン材がマレーシアやシンガポールを経由して、ヨーロッパ、米国、日本の市場に密輸されていることが EIA と Telapak による一連の調査で明らかになった。最近、バイヤーになりすました調査員がマレーシアの港で巧みに操業している密輸ネットワークに潜入して、そのからくりを暴露した。この数百万ドル規模の事業は、世界で合法的に生産されているよりも多くのラミンを扱っていた。

CITES で危機に瀕している種として挙げられている数百種類の動植物の生息地であり、急激に減少し続けているインドネシアの森林を保護する大きな一歩である」と EIA 森林キャンペーン担当サム・ローソン氏は語る。「CITES による新しい措置は、破壊的なラミン材違法取引を止める助けとなるだろう。しかし、締約国が取締強化に真剣にコミットしてはじめて効果を発揮するだろう」と彼は付け加えた。

インドネシアでは違法伐採が危機的な状況にあり、伐採の9割が違法に行われている。世界に残された熱帯林の1割はインドネシアにある。インドネシアに元々あった原生林の7割以上が既に消滅しているのである。

世界的に有名なタンジュン・プティン国立公園(カリマンタン=ボルネオ島インドネシア領)など泥炭湿地帯の保護林に違法伐採ギャングが侵入するのを防ぐ必死の措置として、インドネシアは2001年にラミンを CITES 付属書Ⅲに掲載した。米国、ヨーロッパなど一部の市場で取り締まりが功を奏し、違法材が押収されたが、隣国を経由した大がかりな木材ロンダリングにインドネシアは手を焼いてきた。

本日、ラミンが CITES 付属書Ⅱに掲載されたことで、このような密輸が減少することが期待される。

EIA と Telapak の調査などに説得され、米国のウォールマートはじめ大手小売業者や日本の地方自治体など政府機関がラミン材の使用を停止している。うす茶色の堅材であるラミンはビリヤードの棒、工作用丸棒、ベビーベッド、写真の額、額縁など、様々な製品で使用される。加工後は1㎡が 1000ドル近くする。

国際政治の場でも違法伐採問題への取り組みが高らかに叫ばれているにも関わらず、年間取引額数十億ドルに及ぶ違法木材貿易を規制する国際条約はまだ存在しない。国際レベル、地域レベルで取り組みが始まっているが、現在も CITES は違法木材貿易を取り締まる唯一の国際文書である。

「この決定はインドネシアの違法伐採マフィアへの金の流れを防ぐ一助となるだろう。新しい規制を実施するのに必要な、あらゆる措置を取るよう CITES 締約国にお願いする」と Telapak 責任者ハブソロ氏は言う。

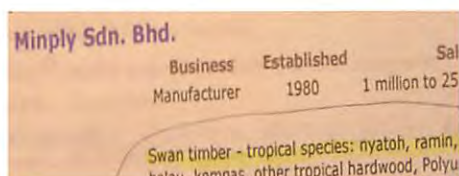
注：CITES(絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)は、166ヶ国が締約の国際条約で、象牙など絶滅の恐れのある動植物種の取引を禁止または規制。付属書Ⅲは原産地国の証明書が必要で、厳しい対象。* Telapak のメール

3) 保護種Ⅱ 採択もマレーシアは違法ラミン貿易継続

(写真 by HUTAN・Nishioka 撮影 2004-2005 年)



2004 年(写真上左と中・半島マレーシア Twins Furniture Manufacture Sdn[ツインズ家具工業社]ラミン/右・ハンターダグラス社のラミン材ブラインド 2005 年/下左・Twins 社のラミン在庫/右・インドネシアから大半輸入 Carpenwise 社のラミン 2005 年)by HUTAN



(写真左・Minply 社のラミン/上・Gunung Seraya 社も)2005 年

ラミンは以前、「危機的状況になるので保護種に」と1992年、94年にワシントン条約でオランダなどが提案したが否決され、その後採択されてなかった。多くのインドネシアNGOや欧米NGOの国際的な告発や要請で、2001年の12回ワシントン条約締結国会議(COP12)に絶滅危惧種としてラミン材を保護種Ⅲに採択された。マレーシアはそれでも決議を留保し、ラミンの保護をしない態度を取った。そのためマレーシアの企業はCITESの制約を逃れ、その後もマレーシア、シンガポールから違法取引が続いた。マレーシアは、法的に違法材を取締る方向を明らかにしないのだ。

インドネシア政府はラミン材のワシントン条約(CITES)保護種の登録に加え、同年2001年に全ての丸太輸出禁止の措置を取り、2004年10月に製材の輸出禁止措置を取った。やむなくマレーシア政府もこれに伴い、インドネシア産丸太輸入禁止、60cm以上の製材品の輸入をするとしたが…。

2004年10月、ワシントン条約で保護種Ⅱへ採択され、原産地証明が不可欠にもかかわらず原産地証明書を偽造したりした。マレーシアは、2006年2-9月もこれらの輸入禁止の法令を守らず、ヒアリングした業者は未だに仕入れてはいけぬインドネシア産ラミンを取引していた。写真のように Twins(ツインズ)社や Carpenwise(カーペンワイズ)社は、インドネシア産ラミンを2004年10月にも仕入れていた。他の企業MINPLY社、SINPLY社他多数の企業は、2005年に取引していた。また Twins 社は、Telapak と EIA 調査でその後も仕入れていると判明した。なぜなら発覚してもマレーシアで逮捕や、違法容疑での捜査がされなかった。だから【マレーシア産ラミン CITES 証明書】付としてインドネシア産のラミン材を販売・貿易できるのだ。

4) ラミン材等の密輸ルート①

図 インドネシアからラミン材など木材の違法取引(密輸)ルート

- * 中、西カリマンタンからマレーシア(サラワク州、半島)、シンガポール、中国、香港、日本等へ。(主にラミン)
 - * 東カリマンタンからサバ州へ、中国、韓国、台湾、香港、日本へ。一部ジャワ島へ。(主にウリン、メランティ)
 - * スマトラ島から半島マレーシア、シンガポールへ、EU 各国へ。(主にラミン、メランティ等)
 - * 西イリアンからジャワ島、フィリピン、そして中国、ベトナムへ。(主にメルバウ材)
- (* 下図: Telapak, EIA のデータをもとにラミン違法貿易につき、UNEP[国連]作成)



(中カリマンタン・タンジュン・プティン、マウス国立公園、西カリマンタン保護区等からラミンがインドネシア、サラワク州クチン等へ違法輸出、またスマトラ島から半島マレーシア、シンガポールへ運ばれ、中国、日本、香港、北米、EU に取引された ◆保護区 /写真*クチン市近くのセマタン港

A) インドネシア西カリマンタン州からマレーシア・サラワク州へ

木材は、西カリマンタンからサラワク州へ陸送される場合と、海路を使いサラワク州へ輸送するものがある。また、東カリマンタンからは1980年後半から伐採材を森林資源が枯渇のサバ州に海路沿いや海路から密輸される。

1998年から7年間、EIA とTelapakは、インドネシア各地からサラワク州のセマタンやルボツ・アントウ、タビドゥ、ピアワク、シンガポール、マレー半島西岸ジョホール・バル、ポート・クラン、マラッカ、バトゥ・パハ、東海岸のクアンタンなど各地でラミンを含む違法なインドネシア材がマレーシアに持ち込まれていると報告してきた。

EIA とTelapakは2000年8月、サラワク州調査で州営企業のサラワク木材産業開発公社(Sarawak Timber Industry Development Corporation[STIDC]と略)の一部門であるHarwood(ハーウッド)社が、カリマンタンから入手した違法材の実態を明らかにした。ウータンも現地を訪れ確認。Telapakらの調査と同様に2007年までインドネシアの木材は、セマタン、ルボツ・アントウ、タビドゥ、バツ・リントン、ピアワクの5ヶ所税関以上も運ばれたことを確認する。

ハーウッド(HarWood)社は、木材を分類して書類を発行するために1m³当り22リンギット(約700円)を徴収するという。Sematan(セマタン)の港に、インドネシアの船が沖合国境に停泊する巨大なバージ船に木材を運び、そこからマレーシアの船で曳かれた製材等をセマタン港のハーウッド社の施設に降ろされているのを見た。これは国際熱帯木材機関(ITTO)のNewsにも掲載された。2004年私たちの調査で「毎日、インドネシアから運搬」と聞く。

インドネシア西カリマンタンから海路で船に運ばれ、セマタンからクチンの木材工場に向けて、1日に約60台のトラックが出発し、クチン、シブ、タンジュン・マニスへ運ばれ、半島マレーシアや海外へ輸出されるのが確認された。

Telapak やEIAは、またルボツ・アントウでは西カリマンタン州との国境近くのハーウッド社の施設に大量の木材を積んでいるのを発見した。当時のウータン調査は雨天で詳しく確認できなかったが、インドネシアNGOsの情報では、「毎日50台前後のトラックがインドネシア国境の山を越え、マレーシアに運搬している。ルボツ・アントウ付近の地域にある製材工場は、ハーウッド社の関連でもある」と言う。

4) ラミン材等の密輸ルート②



(by HUTAN 写真上左・中・ラミン取引を続け事務所を転々とするジョホール・バルの ACMECO VENTURES 社／右・大企業の BASWOOD 社
下左・マレーシアのジョホール・バル SINPY 社／中・ラミン取引停止のシンガポール GOODHILL 社／右・シンガポール Green Enegy Timber 社)
撮影 * 2005-2006 年 by HUTAN

B) インドネシア・スマトラ島から半島マレーシアへの密輸

2001年8月にラミンのワシントン条約へ登録が発効した後、EIAとTelapak はマレー半島西岸の調査を行った。インドネシア環境保護団体 Telapak は説明してくれた。

「Batu Pahat(バトゥ・パハ)港で、インドネシアの国旗を掲げた小さな船から印の付いていない丸太の荷降ろしが行われているのが見られた。E.S.Ng Holdings という会社の木材置き場で見たインドネシア船の乗組員は、木材はカリマンタンからのラミンとを認めた。密輸王「ラシッド氏経営の Pt. Tanjung Lingga(タンジュン・リングガ)社からだ」と。

半島マレーシア中部のマラッカでは、いくつもの小さな船がラミンを含む丸太の荷降ろしをしているのが見られた。船の乗組員は「木材はマラッカ海峡をはさんだインドネシアのリアウ州からのものだ。また首都クアラ・ランブールに近いクアラ・リングでは月間 1 万 5000m³以上の木材を取り扱っていた」と推測されると、Telapak が発表した。その頃から私たちウータンは、Telapakとクアラ・リング情報を流し合い、2002年3月にウータンで聞き込んだラミン材の違法貿易調査と同一の結果と判った。

EIAとTelapakが調査結果を公表したことで、マレーシア第一次産業相は2002年6月25日、「インドネシアからの丸太の即時輸入禁止措置」を発表。これは、マレーシアの木材産業への悪印象を払拭する狙いもあったと言われている。だが4ヵ月後、2002年10月初め、ウータンが再度調査した際に、クアラ・リングでは大々的に違法取引の操業がされていた。Telapakは、「Batu Pahat(バトゥ・パハ)でインドネシアの国旗を掲げた【輸出許可書】なしの船から丸太が荷降ろされているのが見られ、工場へ追跡した」と。

C) シンガポールルート—再輸入・再輸出基地

シンガポールもまた違法なビジネスの中枢である。国内には森林がないにも関わらず、シンガポールからも輸出されている。1つの理由はマレーシアの港は浅い所が大半で、大型船で輸出するにはシンガポールが最適だから。

もう1つの理由は、シンガポール対岸にはジョホール・バルの自由貿易港があり、容易に取引できたから。

隣国からの木材のほとんどは、シンガポールを經由し東アジアやヨーロッパ、アメリカ等の巨大市場に向けられる。その企業の工場の大半はカランジ地区、ジュロン地区、そしてマレーシアのジョホール・バル市外。シンガポールのラミン輸入企業や他企業は商取引が中心で、マレーシアと比較すると事務作業が多い。

なおシンガポールの国内法で、ラミン材をワシントン条約の対象とするのに5ヶ月かかったといわれる。登録後数ヶ月経って発効した後、インドネシアの業界の人は、「インドネシアの違法なラミン材がシンガポールに輸出されて合法化され、再輸出されてインドネシアのラミン工場にも運ばれている」と。この話は、2001年と2002年にシンガポール向けのラミンや他の違法材がインドネシア当局により何度も押収されていることによって裏付けられている。

5) 日本でラミン輸入を発見



(写真上左・インドネシア産ラミンのシンガポールへ密輸 by Telapak / 中と右・シンガポールからの日本へラミン by HUTAN 1999 年)



(写真上左・2000 年シンガポールから大阪・岸和田港へ運ばれたラミン / 2004 年 8 月 15 日ワシントン条約保護種 II 制定後もインドネシア産ラミンを輸入の和歌山県のN木材—明らかに違法！ by HUTAN)

私たち・ウータンに問題を投げかけたのが、インドネシアの NGO・Telapak であった。

彼らの 1999 年の来日で「日本へラミン材等の違法輸入がされている」と報告が集会でされ、彼らと検証するため、大阪の岸和田港などへ行き、調査した。これが契機だった。

Telapak と同行して初めて輸入ラミン材を見た。ラミン材は森林がないシンガポールからだった。同日、輸入した業者を突き止めた。その業者に直接電話した。

「毎年インドネシアに行って買付けしているんや。シンガポールやマレーシアの業者からも時々輸入してる。ラミン使ったら悪いんか。なぜあかんのや」と。和歌山県のN沢木材社長が一方的に電話を切った。同行の Telapak も驚く。

調査していくとラミンは1990年代後半に大量に伐採され、97年の輸入量は世界一だった。建材や集成材に使用の角材や工作用丸棒、箒やモップの棒、ベビーベッド、額縁、写真フレーム、カーテンレール、ブラインド、仏壇具、コスメティック・ブラシ、イーゼル、旗振りの棒等に多種に使われているのが分った。ウータンのメンバーから呼びかけ、他の仲間と新たに『ラミン調査会』を1999年に設立となる。

【ラミン調査会】は、2000年からラミン材の取引や岸和田港以外の輸入港の調査、身の回りにラミン材が使用されていないかの調査を始めた。2001 年、FoEJapan のメンバーの調査で額縁等にラミン材が使用されていて、日本の企業がインドネシア産ラミンを輸入していることを突き止めた。ラミン調査会、ウータン、熱帯林行動ネットワーク、FoEJapan 等はラミン材、他の違法材を調査し、情報交換して違法材停止に向けて行動していくことを確認した。

6) 日本でラミン使用停止への行動(2003年秋—2007年4月)・・・500社が停止

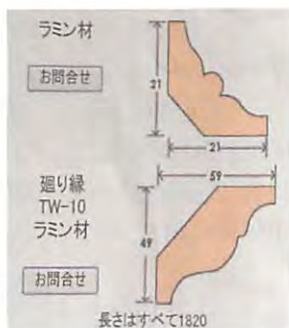
全て撮影/2001-2005年 by ラミン調査会、ウータン

(写真下左と右・ホームセンターでのラミン材販売—当初、ラミン材産地はインドネシアと記載、キャンペーンでマレーシア産となる)



(写真上左から・K社ベビーベッド、H社木製写真フレーム、S社ガラスケース、S社ネット販売の布団干し)

(写真下左から・J社コスメティック・ブラシ、H社モルディング、T社造作材、M社の手摺り棒、Y社モップ)



コンピュータ・カッティングの最新のテクノロジーでつくられた洋 洋室造作材 プレカット・チョイス

ドア枠 規格寸法と設計価格(1本)

断面形状/寸法	品番	寸法	ラミン	価格
	DW-1-9	900mm 113mm×24mm	1,850円	
	DW-1-13	1,350mm	*	2,730円
	DW-1-21	2,100mm	*	4,520円
	DW-2-9	900mm 113mm×24mm	1,850円	
	DW-2-13	1,350mm	*	2,730円
	DW-2-21	2,100mm	*	4,520円



「やれば出来る！違法材ラミン停止キャンペーン」のきっかけ

2003年11月、スマトラ島の国立公園内での違法伐採により、250名の死傷者を出す事件が発生した。ちょうど日本に招聘していた Telapak から「ラミン使用停止のキャンペーンを日本でもお願いしたいのです」との依頼があった。

日本では、企業が未だに違法なラミン材輸入を続けていた。違法と知らずに扱いをする企業が多いと判明した。ウータンは、ITTO(国際熱帯木材機関)理事会の合い間に日本政府と話し合い、『ラミン停止キャンペーン』の実施を話した。それは1997年頃まで、日本がラミン材の輸入が世界一か2位であったから。

2001年にインドネシア政府は同国産のラミン材貿易・取引について1社を除いて全て停止にしており、違法材だ。日本で立川ブラインド等がラミン使用停止を決めていた。ウータンとラミン調査会は、キャンペーン主体がウータン、調査主体がラミン調査会と、2003年冬に合同会議で役割を決めた。2003年12月当時、使用企業の判明は約100社。

既に日本一のモップや箒を製造しているY産業等と連絡を取っていた。Y産業は「2003年夏にラミン材を代替材に変える方針針を立てた」と話し合いで判明。2003年11月に、モップ製造2位のテラモトと Telapak を同行して話し合う。

「既にラミン材をゴム材等に転換しました。当社はラミンが違法材と判明してきたので停止し、代替」と専務。Telapak は「有り難うございます。貴社の対応はすばらしい」と応えた。

その後、ラミン調査会の調べで2004年2月に150社近く使用と判明し、調査を続けた。

7)「やれば出来る！ 違法材ラミン停止キャンペーン」・・成功の鍵は政府と連携、繰返しの「依頼」



(左・テラモトと話合い右・2万枚作成で違法材PR)

私たちウータンとラミン調査会の『Stop!ラミン・キャンペーン』は、2004年4月に開始。停止依頼文を100社に送付。5月に50社に送付。ウータンもラミン企業の調査を開始し、5月に取扱い企業は250社、6月には300社判明。同年夏には、400社が取扱いと分かってきた。10月にワシントン条約が開催されるので、9月末までに150社の停止目標を掲げた。この目標に対し、はるかに越える回答が寄せられ出した。

2004年8月に約100社が「ラミン材停止」と回答を寄せ、9月20日に188社がラミン材製品製造や販売、輸入停止と回答してきた。中には「ラミンの代替材を教えて」という企業、HPで使用停止と記載してくれた企業、大丸のように使用製品は1つでも、全店全商品を調べて停止を決めたすばらしい企業もあった。5年前なら考えられなかったが、、、

2004年9月28日、ウータン、ラミン調査会、顧問弁護士が揃い、【ラミン停止は成功！環境考慮する企業が増えだした】と記者会見した。その後、すぐに年末までの計画を決め、220社の停止目標を掲げた。11月の国際熱帯木材機関(ITTO)で『Stop Smuggling (密輸を停止せよ)』と『Stop! Ramin Campaign in Japan (日本でのストップ・ラミン・キャンペーン)』を各国政府や国際機関、各国の木材団体、国際環境NGOsに配布。12月初めに245社が「ラミン材使用停止」となった。繰り返して【ラミン停止依頼】実施し、政府と連携を取った事が最大の停止要因だと思う。目途がつく。

2006-07年には、その後に判明の企業や未回答の企業等に何度も申入れ、2006年末に停止は470社になる。

ベビーベッド、写真フレーム、箒・モップ、額縁、イーゼル、鏡、ガラスケース、ブラシ、シャベルの柄、工作棒、カーテンレール、ブラインド、手摺、食器棚、仏壇具、テーブル、コタツの足材、ドア、下枠、集成材、箸、そば打棒、定規、果ては【グリーン購入適合品】子ども机とPRしてラミン材を製造していた。約80種類、約1000社にもものぼる。

2004年から2007年までに商社、木材企業、ホームセンター、百貨店、ラミン材製造・販売の850社以上に違法ラミン材の停止を依頼した。その結果、2007年4月15日までに500社が「ラミン使用停止」をしてくれた。まさに空前絶後の停止企業数となった。これは環境を考慮する企業が増えてきた結果でもある。

日本政府は『循環型社会形成』計画や『グリーン購入法』などを制定し、実践し始めた上、2006年4月からの林野庁による『木材・木製品の合法性の証明のガイドライン』の制定が、日本企業に「合法材使用・違法材不使用」への方向性を明らかにさせるものであった。2006年までは議会で「違法材に関する意見書」採択する自治体は稀であったが、2006年以降に全国の130自治体が『違法材に関する意見書』を採択(ウータンの2008年1月調査まとめ)していることも判明した。都道府県の森林組合や木材連合会も、「違法材対策の自主的行動規範」を5都県以外が全て決めた(ウータン2008年1月調査)のである。

2005年末の【ラミン材停止企業へのアンケート】(回答率48%)で、代替材に変えても苦情がなかった。また59社中で51社が「違法の疑いのある材、違法と判明の材は停止」と答えてきており、前向きな対応を取り出している。

ラミン材停止、転換の拡大により、ウータンは違法材について2005年から本格的な海外国際キャンペーンも始めた。

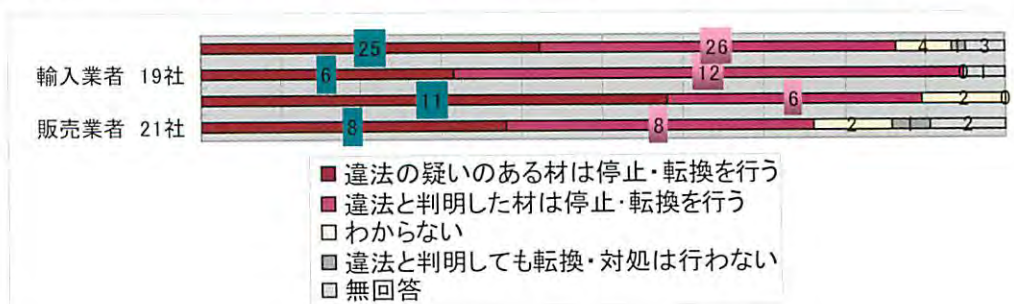


図) 違法材に対する企業の対応 2005